

「札幌市フリースクール等民間施設における新型コロナウイルス感染症対策事業費臨時補助金」申請要項

1 補助事業の目的

この補助金は、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設が、必要な新型コロナウイルス感染症対策を講じることができるよう、フリースクール等民間施設設置者である法人等の負担を軽減することを目的として、臨時的に補助を実施するものです。

2 申請期間等

申請受付期間

令和5年9月5日（火）～令和6年2月29日（木）※必着
※申請受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了いたします。
※申請受付期間内であれば、上限額に達するまで複数回の申請が可能です。

補助対象期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

補助金額

施設につき上限 30 万円

手続きの流れ



※本市のホームページ「フリースクールに対する新型コロナウイルス感染症対策事業費臨時補助金」のページにも同じ内容を掲載していますので、ご確認ください。

(https://www.city.sapporo.jp/kodomo/ikusei/freeschool_rinzi.html)

【申請・問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課

担当：福司、伊藤

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2947（8：45～17：15まで、土曜日・日曜日・祝日を除く）

FAX：011-211-2943

E-mail:youth@city.sapporo.jp

3 補助対象施設

この補助金の対象となるフリースクール等民間施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること。
- (2) 複数の児童生徒（札幌市内の小、中学生）を受け入れていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

※ 法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

4 補助対象経費

(1) 緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備に係る費用

フリースクール等民間施設の職員や利用している児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に（令和5年4月1日～令和5年5月7日の期間のみ、濃厚接触者が発生した場合も含まれます）、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するための費用が対象です。補助対象期間中に購入・支払が完了するものが対象です。

費目	内容
緊急時の職員確保に係る費用	職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用（緊急雇用に係る費用、割増賃金、手当等）
環境整備等に係る費用	消毒・清掃に必要な物品購入のための費用 ※感染者発生前に購入していた物品は対象外となります。

(2) 感染症対策のための改修に係る費用

新型コロナウイルス感染の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備（単に備品の購入ではなく、設備の設置や改修が必要になるもの）が対象です。補助対象期間中に改修・支払いが完了するものが対象です。

【対象改修例】

○トイレの改修（除菌機能のあるものへの改修、自動洗浄式への改修、和式から洋式化）

※便座の購入のみは対象外

- 蛇口のフットスイッチ化、レバーハンドル化
- 自動照明。(トイレ部分のみ)
- 床、壁紙を抗菌仕様のものに改修

なお、(1)(2)どちらも他の要綱に基づく補助金等によりその経費が交付されている場合は対象外となります。

5 補助金の申請方法

以下の書類に必要事項を記載いただき、札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課に持参又は郵送により提出してください。なお、申請に要する経費は申請者の負担とし、提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。提出いただいた申請書等を基に審査を行い、補助金の交付の可否と交付予定金額を決定し、各代表者あてに文書で通知します。

申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（様式1及び様式1別紙）
- (2) 団体概要説明書（様式2）
- (3) 申請内容を確認できる書類（写しも可）

6 事業終了後の手続き

補助事業完了後、速やかに以下の書類を提出してください。

事業終了後に提出が必要な書類

- (1) 補助事業実績報告書（様式4及び様式4別紙）
 - (2) 補助対象経費にかかる領収書等、事業の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- ※ 上記以外にも、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

7 交付の取消等

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消や、交付額の変更、補助金の返還請求を行う場合があります。また、それに伴い申請者が被る損害について、札幌市は賠償いたしません。

- 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- 虚偽の申請又は不正の事実があるとき。
- 「札幌市フリースクール等民間施設における新型コロナウイルス感染症対策事業費臨時補助金交付要綱」の規定に違反したとき。
- その他、市長が補助を行うことを不相当と認めたとき。

8 その他ご留意いただきたい事項

- 補助金は1施設につき30万円を上限とし、あらかじめ交付決定を受けた金額までが補助対象となります。
(例) 交付決定280,000円、実績300,000円となった場合
交付決定を受けた280,000円までが補助対象
- 補助決定後の事業の変更や中止については、あらかじめ札幌市の承認が必要です。
- 活動の実施状況について、補助対象期間終了後も含め、必要に応じてヒアリング及び実地調査等を行うことがあります。
- 補助金額の100円未満の端数は切り捨てとなります。

<領収書の見本例>

下記の領収書の例を参考にしてください。

なお、必要な事項が記載されていれば、この様式による必要はありません。

※領収書が重なっている等、内容が確認できない場合は、対象外となりますのでご注意ください。

※店舗の事情により、領収書が発行できない等やむを得ない場合は、レシートも可とします。

申請書と同じ団体名を記載 ※個人名のもの、上様は不可	補助対象期間（令和5年4月1日～ 令和6年3月31日）の日付である こと
領 収 書 〇〇年〇月〇日	
(フリースクール団体名) 様	
金額の記載があること	金額の記載があること
金 2,000円	上記正に領収いたしました。
但し 消毒液代として	
	領収書の発行元の 記載があること
札幌市〇区〇条〇丁目 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印	

但し書きは、内容がわかるように具体的に記載されていること。

(複数購入した場合は数量なども。)

※空欄のもの、品代は不可

※複数購入した場合で、領収書に書ききれない場合は、請求書や納品書、レシート等の内訳が分かる書類を別に添付してください